

患者様へのご案内(保険医療機関における書面掲示)1

明細書の発行について

当院では療養規則に則り、明細書については無償で交付いたします。

一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合があります。

医療 DX 推進体制整備について

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っております。

医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋(準備中)のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

在宅医療 DX 情報活用について (こばやしクリニック)

在宅医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っております。

基本診療料の施設基準に関する事項 (こばやしクリニック)

・短期滞在手術基本料 1 を算定しています。

地域包括診療加算について (こばやし医院)

当院では、患者様の健康相談・予防接種に係る相談を受け付けております。

患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期投薬を行っております。また、希望があればリフィル処方箋を交付することもできます。

介護保険制度の利用等に関する相談を行っており、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にも対応します。

医療法人社団 小林メディカル
こばやし医院・こばやしクリニック

患者様へのご案内(保険医療機関における書面掲示)2

長期収載品(先発医薬品)の選定療養費化について

令和6年10月より、お薬を処方する際に長期収載品(先発品)を患者様をご希望された場合、一定の条件下で後発医薬品(ジェネリック)との差額の一部を患者様御本人に負担して頂く「選定療養費」制度が始まります。

◎令和6年10月1日以降、処方するお薬にジェネリックがある場合は、基本的にジェネリック品のお渡しになります。

◎患者様が先発品をご希望された場合は、ジェネリックとの薬価差額の4分の1に相当する金額が「選定療養費」として自己負担になります。

なお、各種公費をお持ちの方も選定療養費は保険診療には当たりませんので同様の金額をお支払い頂くことになります。

但し、下記に該当する場合は従来通り保険診療となり、自己負担は発生しません。

1. 医師が医学的に先発品の必要性を認める場合
2. ジェネリック品の供給不足や薬局の在庫切れ等、不可抗力によりお渡しが困難な場合

※当院は院外処方箋となりますので、選定療養費は薬局でのお支払いとなります。

患者様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

詳細は、[こちら](#)をご確認ください。
厚生労働省『[令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み](#)』

医薬品の自己負担へ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いします。

特別の料金の計算方法

Q&A

医療法人社団 小林メディカル
こばやし医院・こばやしクリニック